

ソーシャルメディア・ガイドライン

学校法人 豊野学園

教職員を対象としたソーシャルメディア・ガイドラインについて

ソーシャルメディアが広く社会に浸透し、本学園教職員ならびに学生・生徒においても組織や個人として利用する事例が増えています。

本ガイドラインは、本学園教職員が公私に関わらずソーシャルメディアを有益かつ適切に利用するために遵守すべき姿勢、行動の指針等を定めることを目的として策定しました。

本学園は「一校一家」という目標を掲げ、教職員が団結して温かい環境をつくり、生徒一人一人が充実した学校生活を安心して送れるよう体制整備を進めております。

本学園教職員におかれましては、ガイドラインをよく理解し自覚と責任をもって情報発信を行うよう努めてください。

学校法人豊野学園ソーシャルメディア・ガイドライン(教職員対象)

近年ソーシャルメディアが普及拡大し、本学園教職員ならびに学生・生徒を取り巻く環境も日々刻々と変化しています。

ソーシャルメディアとは、コミュニケーション形成を目的としたインターネット上のサービスの総称です。ソーシャルメディアは素早く情報を発信できる有効な情報伝達手段ですが、その一方でさまざまな危険性ははらんでおり、本学園の名誉や社会的信用に大きく関わる場合があります。

教職員の皆さまにおいては、本学園に所属する者としての自覚を持ち、学生・生徒の模範となるよう、本ガイドラインに留意して責任ある行動をとるよう努めてください。

1. 【法令遵守】日本の法令を遵守すること。また国外においては諸外国の法令も遵守すること。
2. 【知的財産権の保護】第三者の著作権、肖像権、商標権など他者の権利や利益を不当に侵害しないようにすること。
3. 【正確な情報伝達】正確な情報を発信し、誤解や虚偽と受け取れる表現を避けるなど、自分が掲載した内容には責任を持つこと。万が一誤った情報や不適切な情報を発信した場合は、速やかに修正するなど誠実な対応をとること。
4. 【守秘義務・機密情報の取り扱い】職務上知り得た機密情報、未公開情報等を公の場で発信しないこと。
5. 【人権や倫理の尊重】誹謗中傷、差別的な内容、他者が嫌悪感を覚える性的な表現、その他公序良俗に反する内容を発信しないこと。また、異なる意見や考え方を尊重し、常に他者へ敬意をはらうこと。
6. 【情報発信主体の明確化】本学園の教職員であることを公開して個人で情報を発信する場合は、自身の意見・見解が本学園の意見・見解を代表するものではないことを明確にすること。
7. 【プライバシー保護】一度インターネット上に発信した情報は削除できない場合があることに留意し、自己および他者の個人情報・プライバシーの保護に努めること。

また、アカウント情報(ID・パスワードなど)の管理をはじめとするセキュリティ対策も行うこと。

なお、ソーシャルメディアに関する留意点は上記記載の項目に限るものではありません。ソーシャルメディア上も実社会と何ら変わらないことを自覚して利用してください。
また、万が一個人情報漏洩などのトラブルが発生した場合、またはその恐れがある場合は、すぐに本学園まで連絡してください。

管理責任者:学校長

本ガイドラインは、必要により、内容を変更する場合があります。

以上

令和5年11月20日から施行

学校法人豊野学園

学校長 市川 文夫

発行日 2023年11月20日
